

豊頃町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

計画の趣旨・経緯

- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国・道・町それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の役割を示す計画
- ◆ 道は、政府行動計画を踏まえ、道行動計画を策定し（特措法第7条第1項）、町は道行動計画を踏まえ、町行動計画を策定する。（特措法第8条第1項）

➤ これまでの経過

	国	道	町
H15～	新型インフル（A/H5N1）が流行		
H17	11月「新型インフルエンザ対策行動計画」（政府行動計画）策定	12月「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」（道行動計画）策定	（町行動計画策定は任意）
H21～	新型インフル（A/H1N1）が流行		
H23	2月「政府行動計画」改定	5月「道行動計画」改定	5月「豊頃町新型インフルエンザ対策行動計画」（町行動計画）策定
H24	9月「政府行動計画」改定	9月「道行動計画」改定	
H25	新型インフルエンザ等対策特別措置法（「特措法」）制定	特措法により「道行動計画」が法的に義務付け	特措法により「町行動計画」が法的に義務付け
H27	6月「政府行動計画」改定	10月「道行動計画」改定	
R2～	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行		
R6	7月「政府行動計画」改定		
R7		3月「道行動計画」改定	
R8			3月「町行動計画」改定予定

計画の対象疾病「新型インフルエンザ等」とは

感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症として、**新型インフルエンザ等感染症**、**指定感染症**、**新感染症**を対象とし、「新型インフルエンザ等」と定義

： 行動計画の対象となる「新型インフルエンザ等」

※ 新型インフルエンザ等が発生した場合、厚生労働大臣が発生を公表

性状の判明や国民の免疫獲得等により、新型インフルエンザ等に該当しなくなった場合は、罹患した場合の危険度に応じ、一類～五類感染症に分類

感染症類型	性格	主な疾病
一類感染症	罹患した場合の危険性が極めて高い	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	罹患した場合の危険性が高い	結核、ポリオ、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ (H5N1) 等
三類感染症	特定職種において集団発生の恐れ	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症等
四類感染症	動物や飲食物等を介して人に感染	狂犬病、マラリア、デング熱、日本脳炎、エキノコックス症等
五類感染症	危険度は低いが、国民生活に影響	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)、水痘、麻疹、風疹等
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、国民に重大な影響を与える恐れがある	【過去例】新型インフルエンザ (A/H1N1)、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19 除く)
指定感染症	感染症法に位置付けられていない感染症について一類～三類感染症等と同等の危険性がある場合に政令で指定	【過去例】SARS、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、MERS、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れがある場合に、政令で指定	【過去例】SARS

計画の目的

◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
- ・ 医療提供体制への負荷を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする

◆ 町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ バランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する

計画改定のポイント

◆ 対策を切り替えるべきタイミングを明確化する観点から **3期に再編し、平時の準備に関する記載を充実**

準備期(平時)	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、政府対策本部が設置され、初動対応にあたる期間
対応期	国が基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染対策に移行するまでの期間

◆ 対策項目の名称を変更し、記載内容を具体化

特にワクチンの項目について記載を充実し、偏見・差別等の防止を含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理

現計画	①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦住民生活及び地域経済の安定の確保
新計画	①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保

◆ 複数の対策項目に共通する横断的な視点

人材育成	必要な研修及び訓練による人材育成を平時から進める
町、国及び道の連携	平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
DXの推進	有事での活用を念頭に平時業務におけるデジタル化を着実に推進

計画の構成

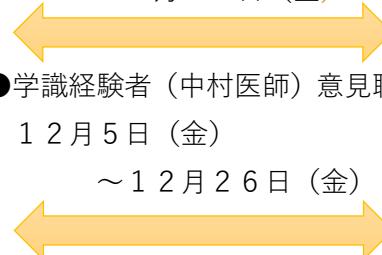
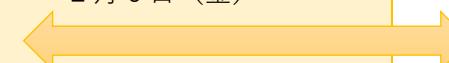
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
第1節 感染症危機を取り巻く状況
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
第2章 町行動計画の策定と感染症危機対応
第1節 町行動計画の策定
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等
第1節 新型インフルエンザ対策の目的及び基本的な戦略
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第5節 対策推進のための役割分担
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点
第1節 町行動計画における対策項目等
第3章 町行動計画の実効性確保等
第1節 町行動計画の実効性確保
第2節 町行動計画等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第3章 まん延防止
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第4章 ワクチン
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第5章 保健
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第6章 物資
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期

対策 7 項目の概要

対策項目	時期区分	対策の概要
実施体制	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施及び国や道と平時からの情報共有、連携体制の確保 ・ 国や道との平時からの情報共有、連携体制の確保
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進めると共に、必要な予算を迅速に確保する
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する ・ 町は緊急事態宣言がなされた場合は直ちに町対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行う
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に対する細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付の実施（偏見・差別等の防止）
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道からの要請を受けて患者等の健康観察及び生活支援に関する必要な協力を行う
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターの準備・設置を行う
まん延防止	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町及び学校等は平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等基本的な感染対策の普及を図る
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの外出等に係る要請や基本的な感染症対策に係る要請等を受けて、事業所や町民等へ周知する
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や学校等に対するまん延防止のための措置に関する道からの要請等を受け、町は町民への周知など、必要な協力を行う
ワクチン	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種開始時に速やかに確保できるよう準備する ・ 接種に必要な人員、会場など接種体制が構築できるよう平素から地域の医師会等との協力関係を構築する ・ 予防接種事務においてデジタル化が実現されるようシステムの整備を行う
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築する ・ 救急対応を想定し必要な薬剤を確保すると共に、消防や医療機関と連携し必要時速やかに患者を搬送できるよう連携体制を確保する
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請を受けてワクチンの使用実績を踏まえたワクチンの割り当て量について調整を行う ・ 予約受付体制を構築し接種を開始すると共に、国に対して接種に関する情報提供・共有を行う ・ 接種を受けた町民が接種記録を閲覧できるよう、システムを活用し、接種記録の適切な管理を行う
保健	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帯広保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事においては、道からの要請を受けて道が実施する健康観察や生活支援に対し、必要な協力を行う
	対応期	
物資	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に必要な物資等を備蓄し、定期的に確認する
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関は、救急隊員等の個人防護具について必要な備蓄を進め、定期的に確認する
	対応期	
町民の生活及び地域経済の安定の確保	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が行う支援金の交付等についてDXを推進し、適切な仕組みを整備する ・ 事業者や町民に対し、マスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する ・ 高齢者、障害者等の要配慮者等について事前に把握し、生活支援（見守り、介護等）や、搬送、死亡時の対応等について道と連携し、具体的手続きを決めておく
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道が行う事業者へのテレワーク、時差出勤等、感染対策の要請について事業者や町民へ周知する ・ 道が行う生活関連物資等の購入にあたっての消費者や事業者への適切な行動に関する呼び掛けについて、町民への周知を行う
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止措置により生じる心身への影響を考慮し、メンタルヘルス対策、孤独、孤立対策、高齢者のフレイル予防等を講じる ・ 長期休校の際の子どもの学びの保障や基本的な生活習慣維持、保護者等への丁寧な説明等必要な支援を行う

今後のスケジュール（予定）

時期	12月	1月	2月	3月
	<ul style="list-style-type: none"> ●全体庁議にて説明 12月3日（水） ●庁内各課意見聴取 12月5日（金） ～12月26日（金） ●学識経験者（中村医師）意見聴取 12月5日（金） ～12月26日（金） 	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント 令和8年1月13日（火） ～2月6日（金） 		<ul style="list-style-type: none"> ●議員全員協議会にて報告 ●保健所へ提出